

し尿収集運搬業務委託の仕様書

環境部クリーンセンター管理課

一般廃棄物（し尿）の収集運搬業務委託実施要領

宝塚市の一般廃棄物（し尿）の収集及び運搬業務委託における実施要領は次のとおりとする。

1 受託者の責務

受託者は、委託業務の実施に関し次の事項を遵守し、かつ、業務従事者に対し当該事項を遵守させるため十分な監督・指導を行わなければならない。

2 業務日

- (1) 業務日は契約期間中の土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日を除く毎日とする。
- (2) 業務日に臨時休業しようとするときは、原則として書面により委託者の承認を得るものとする。

3 業務内容

- (1) 委託区域内のうち、市街地区域については、くみ取り対象世帯となったくみ取り便所のし尿を毎月定期的に2回（環境衛生上支障がないと委託者が承認したときは1回）収集し、委託者の指定する場所まで運搬するものとする。

委託区域内のうち、西谷地区については、くみ取り対象世帯となったくみ取り便所のし尿を原則として毎月定期的に1回（環境衛生上支障があると委託者が認めたときは2回）収集し、宝塚市下佐曾利字川尻2の1のし尿貯留槽へ搬入するものとする。ただし、当日の最終収集分のし尿については、宝塚市し尿処理施設へ運搬するものとする。

し尿貯留槽内のし尿については、次回の収集業務に支障のないよう毎月定期的に搬出し、宝塚市し尿処理施設へ運搬するものとする。

し尿貯留槽敷地内の清潔保持に努めなければならない。

- (2) 臨時または災害その他必要に応じて、緊急業務を指示されたときは、休業日であるなしにかかわらず直ちに業務を実施するものとする。

4 業務実施基準

- (1) し尿の収集にあたっては、便槽内のし尿を完全に収集し、くみ取り口及びその周辺の清潔保持に努めなければならない。また、し尿貯留槽についても同様とする。
- (2) し尿収集運搬業務実施中は、交通法規を遵守し、付近の交通を妨害しないよう心がけなければならない。
- (3) し尿運搬業務中にし尿を流出し、飛散させないように細心の注意を払わなければならない。万一、し尿が流出・飛散したときは直ちに清掃しなければならない。
- (4) し尿と浄化槽汚泥等を絶対に混合し、収集運搬してはならない。
- (5) 業務計画に基づいて収集業務を行い、業務予定日を2日以上変更しないようにしなければならない。
- (6) 業務実施中に発生した事故等については直ちに報告するとともに、そのてん末を書面で

提出しなければならない。

5 実施報告

1カ月の委託業務が完了したときは、委託者が定める「し尿収集運搬実施報告書」により収集日・収集量・その他必要事項を記入し、翌月4営業日までに報告しなければならない。

6 登録の義務

- (1) 受託者は業務従事者及び業務用車両等について、所定の様式により登録しなければならない。また、異動が生じたときは速やかに変更登録をしなければならない。
- (2) 業務用車両には、業者名を明示しなければならない。
- (3) 業務従事者には、所定の従業員証を交付し、市民その他から従業員証の提示を求められたときは、いつでも提示できるよう携帯させなければならない。

7 服務

- (1) 受託者及び業務従事者は、市民の衛生的な生活環境の保全のために従事していることを自覚し、業務を誠実に実施しなければならない。
- (2) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、職を退いた以後においても同様とする。

8 保険等の加入

- (1) 受託者は、業務従事者のための健康保険・年金保険・失業保険・労災保険等に必要に応じて加入しなければならない。
- (2) 受託者は、業務用車両について自動車損害賠償責任保険及び任意の自動車保険（対人、対物搭乗者）に加入しなければならず、またその保険金支払額は対人賠償無制限、対物賠償1千万円以上としなければならない。

9 福利厚生及び研修

- (1) 受託者は、労働関係法令を遵守し、業務従事者の健康管理を十分に行い、業務従事者の福利厚生の便を図るように努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務従事者の技術向上等を図るため、必要に応じて研修を実施しなければならない。

10 注意事項

- (1) 市民と接する際の言動には十分注意し、市民の批判を招くことのないよう留意しなければならない。
- (2) 委託業務の実施にあたり、くみ取り回数を減じ、または、料金区分上世帯制を従量制に切り替えることの承諾、若しくは、業務上有利な扱いに関し強制してはならない。
- (3) 委託業務の実施にあたり、いかなる名目であっても市民から金品等を受け取ってはならない。
- (4) 業務従事者の服装は業務に適したものとし、清潔及び品位の保持に努めなければならない。

11 その他

この実施要領について疑義が生じたとき、または、臨時的な事項については委託者と協議の上解決しなければならない。